

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	大奈路小学校	〃
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃
	昭和小学校	平成22年4月1日
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	〃
	昭和中学校	平成22年4月1日
	四万十町立十和学校給食センター	〃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日	
1 級	略			
	高岡郡	略		
		四万 十町	米奥小学校	平成22年4月1日
			若井川小学校	平成18年3月20日
			大奈路小学校	〃
			北ノ川小学校	〃
			十川小学校	〃
			昭和小学校	平成22年4月1日
			北ノ川中学校	平成18年3月20日
			十川中学校	〃
昭和中学校			平成22年4月1日	
四万十町立十和学校	〃			
給食センター				
略				
略				

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日	
1 級	略			
	高岡郡	略		
		四万 十町	米奥小学校	平成22年4月1日
			若井川小学校	平成18年3月20日
			<u>家地川小学校</u>	〃
			大奈路小学校	〃
			北ノ川小学校	〃
			十川小学校	〃
			昭和小学校	平成22年4月1日
			北ノ川中学校	平成18年3月20日
十川中学校			〃	
昭和中学校	平成22年4月1日			
四万十町立十和学校	〃			
給食センター				
略				
略				

3

(第25条関係)

2四教学第425号
令和2年9月11日

高知県教育委員会 殿

四万十町教育委員会



公立小学校の廃止届けについて

このことについて、下記のとおり公立小学校の廃止をいたしますので、学校教育法施行令第25条に基づき、お届けします。

記

1、学校

名 称	位 置
四万十町立家地川小学校	高岡郡四万十町家地川689番地3

2、廃止年月日

令和2年9月10日

3、理由

児童数の減少に伴い平成23年4月1日から学校統合により休校となっています。休校後、児童数の増加が見込めない状況や地域住民との協議が整い、校舎を家地川地域活性化拠点施設として改修し、雇用の確保と併せ地域の活性化に繋がる取り組みを実施するよう計画しているため、廃校とします。

4、添付資料

- (1) 四万十町条例の改正の議会の議決書の写し
- (2) 配置図

○へき地等学校等を指定する規則(抜粋)

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(へき地学校等)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(へき地学校に準ずる学校等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(特別の地域に所在する学校等)

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(へき地手当)

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校等」という。)に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

(へき地手当に準ずる手当)

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等(以下この条において「へき地等学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から 3 年以内の期間(当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額額の 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。